

申請から交付決定後の手続きの流れ

申請の受付

申請を受理するには、補助対象とする「空き家」の不良度を判定する事前審査が必要です。

※不良度判定の基準に満たない場合は補助対象となりません。

事前審査の結果、不良度判定の基準を満たした場合、申請書（様式第1号）を提出していただきます。

【補助金申請書】

- 1、 空き家の所有者（様式第2号）
- 2、 空き家の所有者の相続人（関係者）（様式第3号）
- 3、 空き家の土地所有者（様式第4号）
- 4、 空き家の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- 5、 空き家の解体経費の見積書
- 6、 空き家の間取り平面図
- 7、 申請者の市税等の滞納がないことを証明する書類
- 8、 解体業者の許可書の写し
- 9、 現況写真
- 10、 その他必要と認める書類

補助金交付決定後は、以下の手続きが必要です。。

申請の変更（中止・廃止）

補助金の交付決定を受けた方が、申請内容に変更（中止・廃止）が生じた場合は、安芸高田市空き家解体事業補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第7号）を提出してください。

実績報告

補助決定者は、補助対象住宅の解体が完了したときは、事業完了の日から 30 日以内又は完了の日の属する年度末のいずれか早い日までに、以下の書類をそろえて、安芸高田市建設部住宅政策課までご持参ください。

- 1 安芸高田市空き家解体事業補助金実績報告書（様式第9号）
- 2 工事代金の請求書又は領収書の写し
- 3 事業に係る廃棄物に関する処分証明書等
- 4 事業の完了が確認できる写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

補助金の請求

補助金の額が確定した方は、安芸高田市空き家解体事業補助金交付請求書（様式第11号）に捺印して安芸高田市建設部住宅政策課へ提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

注）補助金の返還

以下の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- 1 この補助金要綱に違反したとき
- 2 補助金の交付に関して附された条件に違反したとき
- 3 工事の施工方法が不相当と認められるとき
- 4 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき
- 5 施行者から解体工事の取り止めがあったとき又は申請に係る期間内に着手しないとき
- 6 補助金の使途が不相当と認められたとき

安芸高田市空き家解体事業補助金申請の手続きの流れ

